

# 中山間地域等直接支払制度（第3期対策）の最終評価の進め方

○ 中山間地域等直接支払制度は、平成26年度に第3期対策の最終年度を迎えることとなり、実施要領上、その年度に最終評価を行い平成26年8月末までに公表。

○ 具体的には、市町村及び都道府県における評価結果の他、必要に応じて追加調査を行い、最終の結果をとりまとめ。

## < 予備的調査 >

【 11月 ~ 12月 】

○ 検証に必要な各種データの把握

- ・ 第3期対策から新たに協定を締結した集落の実態把握
- ・ 協定が締結されていない対象農用地の現状把握
- ・ 受給上限額の100万円で交付を受けている農業者の把握

## < 本調査 >

【 1月 ~ 5月 】

・市町村評価 1月～3月  
・都道府県評価 4月、5月

○ 協定に基づく活動の効果とその評価

- ・ 市町村は、第3期対策による効果等を活動項目ごとに把握し、その効果を評価
- ・ 都道府県は、市町村の評価結果を踏まえ、第3期対策による効果等を活動項目毎に把握し、その効果を評価。
- ・ 市町村、都道府県は、第1期から本制度に取り組んできたことによる効果を評価
  - ・ 実施状況（協定数、交付面積、交付金額）
  - ・ 農業生産活動等による効果（耕作放棄の防止効果、多面的機能の確保効果）等

## < 補足調査 >

【 6月 】

○ 検証を行う中で必要と考えられる点を追加的に調査

- 現時点で考えられる調査項目
- ・ 2期から3期にかけて継続しなかった集落協定の事例
  - ・ 農地の集積対象者数等
  - ・ 特認地域の設定状況
  - ・ その他

## 《 最終評価 》

【 8月末に公表 】

- 中山間地域等直接支払制度をめぐる動き
  - ・ 制度導入の経緯
  - ・ 現場における課題への対応
  - ・ 制度創設からこれまでの中山間地域の農業等をめぐる情勢の変化
- 第3期対策における効果等の検証
  - ・ 第3期対策のポイント
  - ・ 農業生産活動等の進捗状況
  - ・ 農用地の保全、多面的機能の確保、集落の活性化に関する効果
  - ・ 農用地の減少防止効果、耕作放棄地の発生防止効果の推計

〔 第3期対策の効果、課題を精査し、次期対策で考慮すべき事項の検討に資する。 ※ 第3期対策での取組拡大に寄与した政策効果の分析等 〕

○ 農用地の減少防止効果等の一定の仮定に基づく推計（農用地の減少防止効果、耕作放棄地の発生防止効果、農振農用地区域への編入効果）

